

意見募集要領

1 意見募集対象

特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性

2 資料入手方法

意見募集対象については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課において配布します。

3 資料提出方法

ご意見を提出される方は、別添フォーマットに住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名）、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）及びご意見を明記の上、以下のいずれかの方法により、別記様式に従い日本語で提出してください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：yubinka_comment_atmark_soumu.go.jp
総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 宛て

注1 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

注2 ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

注3 電子データ容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) FAXの場合（※）

FAX番号：03-5253-5973
総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 宛て

(3) 郵送の場合（※）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- 光ディスク : コンパクトディスク
- ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

- (4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合
添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

4 意見提出期限

平成26年11月6日（木）午後5時まで

（郵送の場合は、同日必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

5 意見提出上の注意

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

ご記入頂いた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所、電話番号、メールアドレスは、意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

提出頂いた御意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表することがあります。公表する場合に匿名を希望される場合にはその旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6 意見提出及び連絡先

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

（担当：渡部課長補佐、竹中課長補佐、渡部監理係長）

電話：03-5253-5975（直通） FAX：03-5253-5975

e-mail：yubinka_comment_atmark_soumu.go.jp

（※「_atmark_」を「@」に置き換えて送信してください。）

別添

意見書

平成26年 月 日

情報通信審議会 郵政政策部会長 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性に対する意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載すること。